

第449回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 4 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年5月24日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13			
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	遅参
7				16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
産業観光部参事	高梨直人	農地利用最適化推進委員	程島延幸
産業観光部農政課副参事	藤倉良介	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農政課主査	高田英明	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	大 野 豊 作	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 任	酒 井 亮
副事務局長	内 田 和 則		
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年5月24日第449回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 小 和 瀬 康 男

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書4月分について報告する。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計7件、11筆、4,060㎡である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計13件、16筆、4,554.35㎡である。農地改良届については、合計13件、15筆、10,327㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計3件、3筆、396㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計10件、99筆、101,371㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計4件、18筆、13,541㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計4件、40筆、29,780㎡である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計1件、1筆、627㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計1件、1筆、492㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計10件、68筆、54,260.36㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数38件、総筆数136筆、総面積128,385㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から38番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から38番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数6件、総筆数23筆、総面積16,930㎡について意見照会があった。先ほど第1号議案、整理番号25番から28番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地と、平成28年6月、平成29年12月、平成30年9月に埼玉県農林公社が借受人として借りている農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画案についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画案については、市長へ「意見なし」とすることによりよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることにより採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積

556 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積207 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地

転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の5号議案は、件数7件、筆数12筆、面積3,206㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から7番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。5月21日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人と代理人に話を聞いてきた。譲受人は、昭和30年に設立され、昭和48年に現在の法人名となった。平成17年からうどん店を県内に直営店8店舗、フランチャイズ6店舗を運営している。多くの店舗は国県道沿いにあり、申請地も県道沿いであり集客が見込め

るため店舗として使用する計画である。雨水対策としては、浸透トレンチを設置する計画である。排水について西側公共下水道に放流する計画である。申請地は作付けはしていないが、現在適切に管理されている。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から7番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号1番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とし、整理番号1番については条件を付すことに決定する。

議案第6号

農業振興地域整備計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「議案第6号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うとき

は農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付すこととしている。」との説明を行った。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に概要説明を求めた。

農政課は「案件の概要を説明する。重要変更として、農業用集出荷施設1件、資材置場1件、駐車場2件、分家住宅3件、敷地拡張2件、農家住宅1件、合計10件、面積10,237.16㎡である。軽微変更としては、農業用倉庫2件、農業用施設1件であり、合計3件、面積707㎡である。案件の概要のうち、1,000㎡以上のものは、重要変更の農業用集出荷施設1件、資材置場1件、合計2件、面積5,821.93㎡である。議案説明資料のとおり、重要変更である整理番号1番から10番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たしているため、やむを得ないものと考えられる。また、軽微変更である整理番号軽1番から3番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項の変更該当するため、認められるものと考えられる。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。5月20日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて譲受人に話

を聞いてきた。譲受人は、平成8年に設立し、不動産業、建築業を営む法人である。これまで資材については業者任せにしていたが、費用がかさむため、資材を自社で調達し、置場が必要となったため、資材置場として使用することである。雨水対策としては、周囲にブロックフェンスを設置し、砂利敷の自然浸透で対応することである。周辺住民説明も行っていることである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号9番について、調査報告する。5月21日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成23年に設立し、現在約23ヘクタールの農地を耕作している農地所有適格法人である。現在使用している農業用施設は老朽化が進んでおり、収穫物の保管場所が不足している。今後農業の拡大をするにあたり、農器具の格納施設、作業場、資材の保管場所として使用することである。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号5番、9番については「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」と意見し、重要変更のそれ以外については「やむを得ない」と意見し、軽微変更の整理番号軽1番から3番

については「認める」と意見を付すことで、採決に入る旨を
告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について
原案どおり意見を付すことに決定する。

議案第7号

川越市農業委員会の「令和2年度の目標及びその達成
に向けた活動の点検・評価」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価は、昨年度、農業委員会が取り組んできた業務に
ついてまとめたものである。農業委員会における活動等の実
施状況については、農業委員会法の規定でインターネット等
により公表することが定められており、それぞれの様式、項
目、出典図書等についても農林水産省が規定したものに基
き作成している。なお、当該実施状況等については、6月3
0日までに公表するものとされているため、本総会での決定
の後、速やかに手続を進める予定である。それでは、議案別
冊1ページの「農業委員会の状況」について説明する。「1 農
業の概要」については、農林水産省が定めた様式の中で、各
項目に対して、指定された統計資料により作成している。耕
地面積については、耕地及び作付面積統計に基づき記載して
いる。経営耕地面積については、農林業センサスに基づき、
記載している。なお、今回記載している農林業センサスは2

015年版である。遊休農地面積及び農地台帳面積については、令和2年度に実施した利用状況調査などの実績である。

中段左の総農家数等、中央の農業就業者数は、農林業センサスに基づき記載している。中段右の認定農業者等の経営数については、農政課からの資料に基づいて作成している。「2 農業委員会の現在の体制」については、新制度に基づく農業委員会の表に、現在の体制を記載している。2ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」について説明する。「1 現状及び課題」については、令和2年4月現在の管内の農地面積3,240ヘクタールに対して、これまでの集積面積は468ヘクタールで、集積率は14.4パーセントである。「2 令和2年度の目標及び実績」については、集積目標939.1ヘクタールに対して、集積実績は500.8ヘクタールで、達成状況は53.3パーセントである。「3 目標の達成に向けた活動」の活動実績であるが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「人・農地プラン」について、地域での話し合いは実施されなかったが、9月に実施した農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向調査を踏まえ、地域の担い手等と農地貸借の調整を行い、農用地の利用調整並びに優良農地の保全を推進した。農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動を行った。

「4 目標及び活動に対する評価」について、まず、目標に対する評価であるが、令和2年度の目標は達成できなかったが、農地中間管理事業の支援を進めることができた。つぎに、活

動に対する評価であるが、利用集積の取組について、計画どおりの活動ができた。3ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明する。「1 現状及び課題」の新規参入の状況について、平成29年度の新規参入者数は2経営体で、面積は2ヘクタールである。平成30年度の新規参入は0である。令和元年度の新規参入者数は1経営体で、面積は0.6ヘクタールである。つぎに「2 令和2年度の目標及び実績」については、参入目標6経営体に対して、参入実績は1経営体で、達成状況は16.7パーセントである。参入目標面積3ヘクタールに対して、参入実績面積は0.7ヘクタールで、達成状況は23.3パーセントである。「3 目標の達成に向けた活動」の活動実績については、農家の高齢化や担い手不足が、実情の課題であるが、積極的な啓発活動を行い、新規参入を推進した。「4 目標及び活動に対する評価」について、まず、目標に対する評価であるが、新規参入者数及び面積について、目標を達成できなかった。つぎに、活動に対する評価であるが、普及の取組は計画どおり実施したが、今後、更なる推進を図る必要がある。4ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」について説明する。「1 現状及び課題」については、令和2年4月現在の管内の農地面積3,268.3ヘクタールのうち、遊休農地対象については、筆数449筆、面積は28.3ヘクタールで、割合は0.9パーセントである。つぎに「2 令和2年度の目標及び実績」、「3 2の目標の達成に向けた活動」について併せて説明する。令和

2年度の目標及び実績については、遊休農地解消目標11ヘクタールの達成に向けて、活動計画のとおり、8月に農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の解消に向けて活動した結果、解消実績は、筆数155筆、面積は9.4ヘクタールで、達成状況は85.5パーセントである。つぎに、農地の利用意向調査については、調査対象者9人、筆数15筆で、調査面積0.8ヘクタールについて、11月に実施した。「4 目標及び活動に対する評価」について、まず、目標に対する評価であるが、遊休農地解消に向けて、農地パトロールや農地所有者への指導を実施した結果、多くの農地が保全されたが、目標には達しなかった。つぎに、活動に対する評価であるが、農地の利用状況調査及び利用意向調査について、農地法及びその運用等に基づき、計画どおり適正に実施することができた。5ページの「違反転用への適正な対応」について説明する。「1 現状及び課題」については、令和2年4月現在の管内の農地面積3,240ヘクタールに対して、違反転用面積は1.6ヘクタールである。「2 令和2年度実績」について、違反転用面積の増減はない。「3 活動計画・実績及び評価」について、まず、活動実績であるが、現地調査を行い、口頭等による是正指導を行った。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、担当地域内のパトロールを月1回以上実施した。つぎに、活動に対する評価であるが、今後も継続的な是正指導を行う必要がある。6ページの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について説明する。「1

農地法第3条に基づく許可事務」についての処理件数は72件である。点検項目である「事実関係の確認」については、申請書及び添付書類の確認を行い、現地調査を実施した。また、必要に応じて本人への聞き取り調査等を行った。「総会等での審議」については、事務局から審査基準の項目ごとに説明を行い、法令に適合するか審議した。「申請者への審議結果の通知」について、許可条件等を説明した件数は72件で、不許可処分の理由を説明した件数は、0件である。「審議結果等の公表」については、議事録を作成して、ホームページ等で公表している。「処理期間」については、平均15日で、総会にて決定後、遅延なく処理している。「2 農地転用に関する事務」について、意見を付して知事へ送付した処理件数は171件である。点検項目については、農地法第3条に基づく許可事務と同様である。「処理期間」については、平均21日で、総会にて決定後、遅延なく処理している。7ページの「3 農地所有適格法人からの報告への対応」について説明する。管内の農地所有適格法人数は3法人で、全ての法人から報告書の提出があった。つぎに「4 情報の提供等」について説明する。まず、「賃借料情報の調査・提供」の実施状況については、調査対象賃貸借件数は41件で、令和2年7月にホームページ等で公表している。つぎに「農地の権利移動等の状況把握」の実施状況については、調査対象権利移動等件数は1,632件で、令和3年3月に集計を行い、県を通じて国へ報告している。「農地台帳の整備」の実施状況については、

整備対象農地面積は3,379ヘクタールで、農地利用状況調査の結果、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他、補足調査を踏まえ、随時データの更新をしており、農地ナビで公表している。8ページの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」について説明する。「農地利用最適化等に関する事務」についての「要望・意見」として、高齢や体調不良のため耕作が困難な農地所有者から、農地の管理及び利用調整の相談や非農家である農地所有者や遊休農地所有者から、売却や農地の管理についての相談があった。「対処内容」として、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域内で耕作できる担い手を探し、農地の集積・集約を図ることができた。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、協力して除草作業等を行うことで、遊休農地の未然防止や解消ができた。「農地法等によりその権限に属された事務」について、「要望・意見」はなかった。「事務の実施状況の公表等」について説明する。「1 総会等の議事録の公表」については、市のホームページに公表している。「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」について、意見の提出件数は1件で、提出先は川越市である。「意見の概要」としては、優良農地の保全等の推進のための支援、営農環境の維持・向上の推進のための支援、新規参入者および担い手の確保・育成と経営改善支援、その他農業振興のための支援、また、その他として、農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備について、災害対策につ

いて、不法投棄の防止についてなどである。「3 活動計画の点検・評価の公表」については、市のホームページに公表している。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「3 ページ上段の参入面積 0.6 ヘクタールと中絶の参入実績面積 0.7 ヘクタールの違いは何か教えてほしい。」との発言があった。

事務局は「上段は令和元年度実績で、中段は令和2年度実績である。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めた。

委員から「7 ページの農地所有適格法人の3 法人を教えてください。」との発言があった。

事務局は「〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の3 法人である。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めた。

委員から「5 ページの違反転用の是正指導とは、具体的にどのようなことをしているのか教えてください。」との発言があった。

事務局は「所有者等の自宅へ訪問し、口頭による是正指導を行っている。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、議案第7号川越市農業委員会の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について、原案どおりとすることで、採決

に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、過半数の賛成を得られたため、議案第7号について、原案どおり決定する。

議案第8号

川越市農業委員会の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」については、市の農業施策に係る基本構想などに基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、取り組んでいただく業務などを計画案として作成している。当該活動計画案については、6月30日までに公表するものとなっているため、本総会での決定の後、速やかに手続を進める予定である。それでは、議案別冊9ページの「農業委員会の状況」について説明する。基準日が令和3年4月1日現在のため、先ほど審議した議案第7号のものと同様の内容である。10ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」について説明する。「1 現状及び課題」の現状については、令和3年4月現在の管内の農地面積3,230ヘクタールに対して、これまでの集積面積は500.8ヘクタールで、集積率は15.5パーセントである。課題については、認定農業者等担い手への農地利用集積が行われているが、経営農地は点在し比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図れず、担

い手の更なる経営規模拡大が停滞していることから、担い手育成及びそれらの者への利用集積を推進することが重要となる。つぎに「2 令和3年度の目標及び活動計画」について、令和3年度の目標集積面積を607.7ヘクタールとする。

目標設定の考え方については、川越市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定められた目標から算出した。活動計画については、川越市が実施する「人・農地プラン」の実質化への支援を行う。また、地域担い手への面的集積を促進するため、関係機関と連携して施策・事業等の支援を行う。農地中間管理事業については、利用権による貸借等の円滑な権利移動に努める。つぎに「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明する。「1 現状及び課題」の新規参入の状況について、平成30年度の新規参入は0である。令和元年度の新規参入者数は1経営体で、面積は0.6ヘクタールである。令和2年度の新規参入者数は1経営体で、面積は0.7ヘクタールである。課題については、川越市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標があり、その達成に向けた取組として、就農希望者が安定的な農業経営をできる農地を確保することが重要となる。「2 令和3年度の目標及び活動計画」について、参入目標数は6経営体、目標面積は3.0ヘクタールとする。目標設定の考え方については、川越市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定められ

た目標とした。活動計画については、川越市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく活動を積極的に支援する。11ページの「遊休農地に関する措置」について説明する。「1 現状及び課題」については、令和3年4月現在の管内の農地面積3,252.8ヘクタールのうち、遊休農地対象については、筆数354筆、面積22.8ヘクタールで、割合は0.7パーセントである。課題としては、土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により遊休農地が発生しているため、川越市が推進する「人・農地プラン」の実質化等に積極的に協力し、地域を支える担い手の確保と担い手への農地の集積・集約化を図っていく必要がある。つぎに「2 令和3年度の目標及び活動計画」について説明する。令和3年度遊休農地解消面積目標については、8ヘクタールとする。目標設定の考え方については、前年度の遊休農地解消実績に、遊休農地の減少率を乗じた面積とする。つぎに活動計画であるが、まず、農地の利用状況調査については、農業委員と農地利用最適化推進委員の33人で、8月に利用状況調査を実施し、調査結果については、9月末までに取りまとめをする。調査方法については、川越市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づき、利用状況調査推進会議を開催し、趣旨や実習方法等について意思統一を図って実施する。仮登記農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査する。農地の利用意向調査については、8月に実施する利用状況調査の結果を踏まえ、

1 1月に実施する。調査結果については、1月末までに取りまとめをする。「違反転用への適正な対応」について説明する。

「1 現状及び課題」の現状については、令和3年4月現在の管内の農地面積3,230ヘクタールに対して、違反転用面積は1.6ヘクタールである。課題について、違反地については是正指導を行っているが、多量の残土等が堆積しているため、原状回復が進んでいない。「2 令和3年度の活動計画」については、違反転用の現地調査を行い、違反転用している事業者と土地所有者に是正指導を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による担当地域内のパトロールを月1回以上行う。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「遊休農地に関する措置の解消面積目標8.0ヘクタールについて、目標設定の考え方は例年どおりだと思うが、解消面積目標が前年度を下回ってしまうのはどうなのか。」との発言があった。

事務局は「今回の目標設定の考え方は例年どおりである。過去に委員一人一反解消運動として、減少率で算出した面積に委員一人一反解消分の約3ヘクタールをプラスした面積を目標面積としたことがある。目標面積を増やすのであれば、この考え方で目標設定した場合、11ヘクタールとなる。どちらの目標にするか、お伺いする。」との説明を行った。

委員から「遊休農地の状況は、地域ごとに異なるため、単純に一人一反解消を目標に加算するのは、どうかと思う。」と

の発言があった。

委員から「新体制一年目のため、今年度は計画（案）のとおりに、解消面積目標を8ヘクタールとして活動し、次年度の計画作成の際に、先ほどの意見を踏まえて考えることとしてはどうか。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、議案第8号川越市農業委員会の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、過半数の賛成を得られたため、議案第8号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 9 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 6 月 1 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 小和瀬 康 男

委 員 滝 嶋 嘉 久

委 員 西 川 利 雄
